

0歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象とする節目検診として、独立した検診として実施する。なお、市町村の判断により、基本健康診査等と併せて実施することを妨げるものではない。

- ② 具体的な実施方法については、骨粗鬆症予防マニュアル（平成12年4月作成）によるものとする。なお、65歳及び70歳の女性については、介護予防事業等との連携にも、十分に配慮するものとする。
- ③ 各市町村において、平成18年度の事業量を基本として、受診者数について目標を設定する。

(4) 肝炎ウイルス検診

- ① 肝炎ウイルス検診等については、C型肝炎等緊急総合対策の一環として、平成14年度からの5カ年計画として実施され、平成18年度が最終年度となっていた。しかしながら、何らかの理由により未受診の者が相当程度存在するものと推計されることから、平成19年度においても実施する。
- ② 肝炎ウイルス検診については、市町村の区域内に居住地を有する40歳の者を対象とする節目検診又は節目検診対象者以外の保健事業の健康診査の対象者のうち、平成19年度の基本健康診査においてALT（GPT）値により要指導と判定された者及び平成14年度から平成18年度までの本事業に基づく肝炎ウイルス検診の対象者であって受診の機会を逸した者を対象とする節目外検診として、可能な限り、基本健康診査と併せて実施するものとする。
- ③ 具体的な実施方法については、「肝炎ウイルス検診等実施要領の一部改正について（平成19年 月 日老発 号厚生労働省老健局長通知）」によるものとする。
- ④ 各市町村において、平成18年度の事業量を勘案し、適切に受診者数についての目標を設定する。

(5) 健康度評価

- ① 健康度評価については、市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象として実施するものとする。ただし、介護を要する状態等の予防に関する健康度評価については、40歳から64歳までの者を対象として実施する。
- ② 基本健康診査受診者に対して、事後のサービスを体系的に提供していく観点から健康度評価を実施することが重要である。
- ③ 各市町村において、健康診査受診後に健康度評価を受けた者や、健康度評価の結

果に即して適切な事後のサービス提供を受けた者の全受診者に占める割合など、独自の指標に基づいた目標を定めるよう努めるものとする。

(6) がん検診

- ① がん検診（胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診）は、一般財源化に伴い、平成10年度以降、国として目標数値を定めてはいないが、その効果及び重要性は広く認められているところであり、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成10年3月31日老健第64号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知）」（以下「がん検診指針」という。）に基づき、引き続き事業の推進に努められるよう管内市町村に対し周知徹底を図られたい。
- ② がん検診の事業評価に関しては、「健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について（平成10年3月31日老健第65号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知）」、「がん検診指針」、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」が示されており、これらの指針に基づき、質の高いがん検診を実施するための体制の確保に努められたい。
- ③ 乳がん検診については、平成17年度及び平成18年度の2ヶ年でマンモグラフィ緊急整備事業によりマンモグラフィの全国的な整備を実施したところであり、各市町村に対し乳がん検診の受診率向上のための積極的な取組を求められたい。

5 機能訓練の在り方

- ① 機能訓練の対象者は、市町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者とする。
- ② 要介護状態等の者に対するサービスの提供については、原則として、介護保険給付として実施されることになることから、これらの者については機能訓練の対象としない。なお、介護予防の一層の推進を図る観点から、都道府県が行う地域リハビリテーション推進のための事業との緊密な連携の下に実施することが重要である。
- ③ 各市町村において、平成18年度に40歳から64歳までの者を対象として実施された事業量に一定の上乗せをし、事業の被指導実人数及び延人数の目標を設定する。
- ④ 実施回数は週2回で、毎週実施することを基本とし、一人の対象者の事業への参加期間はおおむね6ヶ月とする。

6 訪問指導の在り方

- ① 訪問指導は、重点対象疾患の予防、介護予防及び保健サービスと医療・福祉等他のサービスとの調整を図ることを事業の目的とする。介護保険の給付対象者に対し、介護保険以外のサービスに関する調整を図るために必要な訪問指導は、本事業において行うものとするが、介護保険給付と内容的に重複するサービスについては行わないこととする。
- ② 訪問指導の対象は、市町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者とし、健康診査の要指導者等（健康診査後のフォローアップ対象者、健康相談や個別健康教育を受けた者を含む。）及び介護予防の観点から支援が必要な者とする。
- ③ 各市町村において、平成18年度に40歳から64歳までの者を対象として実施された事業量に一定の上乗せをし、被訪問指導実人数及び延人数の目標を設定する。
- ④ 訪問指導の実施に当たっては、地域住民活動（ボランティア、自主グループ等）との連携を特に重視し、この連携の下で訪問指導対象者を支援していくよう努めるものとする。

7 その他

保健事業の対象者の把握に当たっては、医療保険の各保険者及び事業所との連携を重視し、地域の実情に応じ、地域・職域連携推進協議会、保険者協議会等を活用するものとする。

第三 介護予防のための取組と保健事業

介護予防を効果的に推進するためには、保健・医療・福祉の各分野にわたる総合的な取組が不可欠である。このため、保健事業の推進に当たっては、個々の対象者の需要の把握から事業実施計画の作成に至るまで、あらゆる介護予防のための取組との一体的な実施に努めることが重要である。特に、平成18年度からは、基本健康診査の中で生活機能評価を行うことになっていることから、平成19年度においても引き続き介護予防事業等と密接に連携を図る必要がある。

平成19年度 老人保健事業における 肝炎ウイルス検診等の概要 (案)

老人保健法に基づく健康診査等において、平成18年度までの「C型肝炎等緊急総合対策」に引き続き、肝炎ウイルス検診等を実施する予定。

1 予算額

(平成18年度予算額) (平成19年度予算(案))
3,173,742千円 → 3,175,503千円

2 補助先(負担割合)

市町村(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

平成19年度における肝炎ウイルス検診等の実施の考え方(案)

1. 老人保健法に基づく健康診査において、

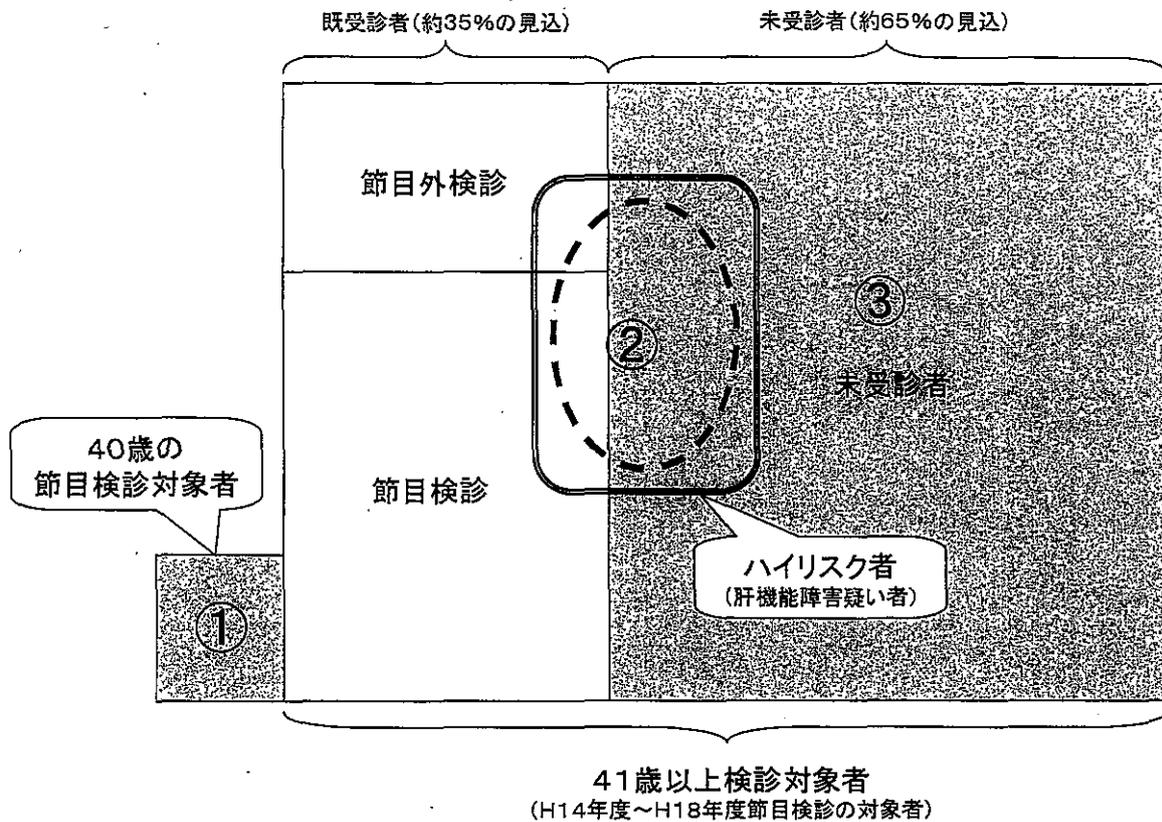
- ① 平成19年度に40歳になる者を対象に節目検診として、
また、
- ② 平成19年度基本健康診査において肝機能異常と判定された者、及び
- ③ 過去5年間の肝炎ウイルス検診の対象者(節目検診対象者及び節目外
検診対象者)であって受診機会を逃した者
を対象に節目外検診として、肝炎ウイルス検診を実施。

2. 上記の対象者等に対する健康教育・健康相談を実施。

※1. 実施方法等については、「肝炎ウイルス検診等実施要領」を一部改正し実施。

※2 受診機会を逸した者の検診方法は、これまで同様、基本健康診査と併せて実施することを予定。よって、基準額についても節目検診の単価を用いるものとする。

平成19年度老人保健事業における肝炎ウイルス検診等対象者
(イメージ図)



注) ①~③については、前頁の実施の考え方(案)に対応。

老人保健事業に基づく肝炎ウイルス検診等について

1 導入の経緯

- 平成12年11月 フィブリノゲン製剤による肝炎感染が社会問題化したことを受けて、「肝炎対策に関する有識者会議」を設置。
- 平成13年 3月 「有識者会議」報告書取りまとめ。
- 平成14年度～ 「C型肝炎等緊急総合対策」開始。その一環として、老人保健事業においても5カ年という期間限定で肝炎ウイルス検診等を開始。

2 現在の肝炎ウイルス検診等の対象者

- (1) 節目検診：老人保健事業の健康診査の対象者のうち、40、45、50、55、60、65及び70歳の者を対象
- (2) 節目外検診：上記以外の老人保健事業の健康診査の対象者のうち、
- ①過去に肝機能異常を指摘されたことのある者
 - ②広範な外科的処置を受けたことのある者、又は妊娠・分娩時に多量に出血したことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていない者
 - ③基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導とされた者

3 検診受診者数

実施 年度	C型肝炎ウイルス検査受診者(人)			B型肝炎ウイルス検査受診者(人)		
	節目	節目外	計	節目	節目外	計
14	1,298,746	624,734	1,923,480	1,291,195	631,918	1,923,113
15	1,375,583	454,687	1,830,270	1,382,663	466,462	1,849,125
16	1,271,320	347,431	1,618,751	1,279,704	356,230	1,635,934
17	1,196,457	331,356	1,527,813	1,205,423	341,400	1,546,823
合計	5,142,106	1,758,208	6,900,314	5,158,985	1,796,010	6,954,995

肝炎ウイルス検診等実施要領新旧対照表(案)

傍線の部分は改正部分

改正後	現 行
<p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">肝炎ウイルス検診等実施要領</p> <p>1 目的</p> <p>肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。</p> <p>2 肝炎ウイルス検診の対象者</p> <p>(1) 当該市町村の区域内に居住地を有する保健事業の健康診査の対象者のうち、<u>40歳</u>の者を対象とする。</p> <p>(2) 上記以外の保健事業の健康診査の対象者のうち、<u>平成19年度基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導と判定された者及び平成14年度から平成18年度までの本事業に基づく肝炎ウイルス検診の対象者であって、受診の機会を逸した者を対象とする。</u>なお、基本健康診査においてALT(GPT)値により要医療と判定された者については、本検診によることなく、速やかに医療機関への受診を勧奨するものとする。</p> <p>なお、過去に当該肝炎ウイルス検診を受けたことのある者については、実施の対象としないものとする。</p>	<p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">肝炎ウイルス検診等実施要領</p> <p>1 目的</p> <p><u>C型肝炎等緊急総合対策</u>の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。</p> <p>2 肝炎ウイルス検診の対象者</p> <p>(1) 当該市町村の区域内に居住地を有する保健事業の健康診査の対象者のうち、<u>40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳</u>の者を対象とする。</p> <p>(2) 上記以外の保健事業の健康診査の対象者のうち、<u>過去に肝機能異常を指摘されたことのある者、広範な外科的処置を受けたことのある者又は妊娠・分娩時に多量の出血をしたことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていないもの、及び、基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導と判定された者を対象とする。</u>なお、基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導と判定された者については、本検診によることなく、速やかに医療機関への受診を勧奨するものとする。</p> <p>なお、過去に当該肝炎ウイルス検診を受けたことのある者については、実施の対象としないものとする。</p>

平成19年度 がん検診関係新規予算(案)の概要

がん検診実施体制強化モデル事業

- 1 予算額(案) 約5.5百万円
- 2 事業
がん検診の精度管理を向上させるためのデータベースの構築に対する補助
- 3 補助先 都道府県
- 4 補助率 都道府県：10/10

マンモグラフィ検診従事者研修事業

- 1 予算額(案) 約1.6億円
- 2 事業
マンモグラフィによる乳がん検診に従事する読影医師及び撮影技師に対し十分な知識・経験を修得させる上級研修を実施
- 3 補助先 都道府県、公益法人、NPO法人
- 4 補助率 都道府県等：1/2

マンモグラフィ検診精度向上事業

- 1 予算額(案) 約3.5億円
- 2 事業
マンモグラフィによる乳がん検診の診断支援のため、デジタル式マンモグラフィを導入している検診機関等がコンピュータ診断支援システム(CAD)を購入する費用の一部を補助
- 3 補助先 都道府県、市区町村、厚生労働大臣が認める者
- 4 補助率 都道府県、市区町村、厚生労働大臣が認める者：1/2

○なお、平成19年度の概算要求に計上した下記事業については前倒しして実施することとし、平成18年度補正予算に計上。

マンモグラフィ遠隔診断支援モデル事業

- 1 予算額 約6.7億円
- 2 事業
マンモグラフィによる乳がん検診の診断精度の向上を図るための遠隔診断支援モデル事業を実施
- 3 補助先 都道府県、市区町村、厚生労働大臣が認める者
- 4 補助率 都道府県、市区町村、厚生労働大臣が認める者：10/10